

江蘇省專利行政管理機關專利案件處理の 技術鑑定の規則

2003年7月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

江蘇省專利行政管理機關

專利案件處理の技術鑑定の規則

第一章 總則

第一條 本省專利行政管理機關の專利案件處理における技術鑑定業務の統一と適正化を図り、專利行政管理機關の公正な法執行を保障し、当事者の合法的權益を擁護するため、『中華人民共和國民事訴訟法』、『中華人民共和國專利法』、『中華人民共和國專利法實施細則』等関連法律、法規の規定に基づき、本規則を制定する。

第二條 專利案件の技術鑑定とは、專利案件の處理において、案件の係争技術が專利權侵害又は專利的虚偽表示行為を構成するか否かについて、法律に定めた判断基準、一定な形式と手続きに従い、所定の組織が審査と評価を行い対応する結論を出す行為である。

第三條 專利案件の技術鑑定業務は事實を根拠にして真実を求め、科学的且つ民主的、客觀公正の原則に基づき、技術鑑定業務の嚴肅性と科学性を確保し、專利案件の公正な處理のために客觀的、公正且つ正確な判断根拠を提供しなければならない。

第二章 鑑定の受理、内容と根拠

第四條 專利行政管理機關で專利案件を處理する際、片方又は双方の当事者が係争技術に鑑定を申請する場合、專利行政管理機關の第一回口頭審理の前、もしくは第一回口頭審理の終了日より15日以内に申し出、且つ書面による申請を提出しなければならない。

技術鑑定申請書には以下の事項を明記名しなければならない。

- (一) 申請人の姓名又は名称；
- (二) 鑑定を要請する技術内容；
- (三) 鑑定を要請する事實と理由；
- (四) 必要な証拠材料。

第五條 專利行政管理機關は、以下の技術内容に関する鑑定申請を受理する。

(一) 専利権侵害紛争案件において、争議のある技術内容に専利権侵害を構成する疑いがかかっている場合；

(二) 当事者が製造もしくは販売した製品又は使用した方法について、非専利製品又は方法を専利製品又は方法として虚偽表示した疑いがかかっている場合。

第六条 専利行政管理機関は当事者の鑑定申請を受領した後、7日以内に鑑定申請を審査し、鑑定の要件に適合したものを受理しなければならない。案件処理職員は鑑定するか否かについての提案を提出して機関責任者に審査承認のために報告する。鑑定する必要性を認められた場合、適時に当事者へ通知しなければならない；鑑定する必要性を認められなかった場合、適時に当事者へ通知し且つ理由を説明しなければならない。

第七条 以下の技術鑑定申請について専利行政管理機関は受理しない。

- (一) 技術鑑定申請の提出時間が本規則第四条に定めた期限を超えた場合；
- (二) 鑑定申請に鑑定を要請する技術内容を明記していない場合；
- (三) 鑑定を要請する内容が、本規則第五条に定めた受理範囲に該当しない場合；
- (四) 期限どおりに鑑定費用を納付していない場合；
- (五) その他の受理しない状況

第八条 専利行政管理機関は専利案件を処理する際、必要な場合は係争技術の鑑定を自ら組織して行うことができる。

第九条 技術鑑定の内容は、当事者が鑑定を申請した技術範囲を基準にしなければならない。

技術鑑定を行う際、専利権侵害判定の基本的な原則に準じ、鑑定を要請した技術内容を、関連する専利の権利請求の全ての技術内容と逐一に対応させて照合しなければならない。両方の技術特徴が同一又は均等に該当するか否かを判断し、また、これら技術特徴により構成された技術考案が同一又は均等に該当するか否かを判断する。もしくは、鑑定を要請した技術内容を、当事者が提供した公知技術の内容と逐一に対応させて照合し、両方の技術特徴が同一又は均等に該当するか否かを判断し、また、これら技術特徴により構成された技術考案が同一又は均等に該当するか否かを判断する。

第十条 技術鑑定の過程において、鑑定を要請した技術内容を、関連する専利の技術内容と照合する際、わが国の専利法の規定に従わなければならない、関連する専利

の権利付与公告文書を根拠にし、その権利請求の内容を基準にして、鑑定を要請した技術内容を関連する専利の権利請求に記載した技術内容と照合し、説明書及びその添付図面の権利請求に対する解釈、関連証拠と結びつけて総合的な判断を行わなければならない。

第三章 鑑定の方式、機構とメンバー

第十一条 当事者が鑑定の申請に、測定方式による鑑定を指定し、又は約定した場合、所定の測定基準に従って鑑定を組織しなければならない；当事者が、その他の方式による鑑定を指定し、又は約定した場合、その指定もしくは約定による。

第十二条 当事者が鑑定方式の指定又は約定をしておらず、且つ係争技術が複雑でない場合には、専利行政管理機関の主導のもと、当事者が現場実演、操作、制作等の方式によりその技術の鑑定を行うことができ、また、鑑定の全過程について記録する；当事者が鑑定方式の指定又は約定をしておらず、且つ事後の合意もない場合、当該案件を処理する専利行政管理機関は、案件の具体的な状況によって本業界が規定した慣用な又は実用に適する方式と基準を用いて鑑定を行う。

第十三条 当事者が専門機構による鑑定を指定した場合、技術鑑定の法定機構を指定できる；また、当事者の協議を通してともに信頼する鑑定機構を推薦することもできる；当事者が鑑定機構を指定せず、又は協議による合意に至らない場合、当該案件を処理する専利行政管理機関は江蘇省専利技術鑑定委員会に鑑定を委任する。

第十四条 技術鑑定に参加する鑑定機構のメンバーは3人以上の奇数人とし、且つ以下の要件に適合しなければならない。

(一) 専利に関する法律、法規と専利の実務知識を熟知し、専利の管理又は専利業務に5年以上従事したメンバーが最小限でも1名から2名いること；

(二) 中級以上の専門技術職稱を有し、本技術分野の理論知識及び実務経験を備え、本技術分野における国内外の発展状況を熟知するメンバーが最小限でも2名いること；

(三) 年齢は65歳以下で、健康状態が良好であること；

(四) 良好な職業道徳と科学道徳を備えていること。

第四章 鑑定手続き

第十五条 当事者が技術鑑定を申請し、案件を処理する専利行政管理機関が技術鑑定を行うよう決定した場合、受理日より7日間以内に、詳細な技術資料を指定した期

限内に提供するよう当事者に通知しなければならず、必要な場合は実物の提供を要求できる。

第十六条 案件を処理する専利行政管理機関は、当事者が提供した技術資料を受け取った後、対応する鑑定機構に鑑定を組織するよう適時に委任しなければならない。また、鑑定の5日前までに、当事者が提供した技術資料と対応する副本を作成し、鑑定機構の対応する鑑定メンバーに提出する；鑑定の3日前までに、鑑定機構、時間、場所及びメンバーを当事者に告知する。

第十七条 当事者は専利行政管理機関鑑定メンバー構成通知を受けた後、『中華人民共和國民事訴訟法』の規定に基づき、鑑定メンバーの忌避を要請できる。鑑定メンバーを忌避するか否かについては専利行政管理機関が決定する。

第十八条 鑑定機構は、専利行政管理機関が委任した鑑定任務を引き受けた後、専利行政管理機関が指定した時間、場所及び方式に従って、本規則第十四条に定めたメンバーを期限どおりに組織して鑑定を行わなければならない。

鑑定メンバーは技術鑑定を行う際、当事者の現場立会を要請し、当事者に事情聴取できる；現場で実物の実演を要求できる；現場検証を行うことができる；必要な場合は関連する証人に事情聴取できる。

第十九条 鑑定メンバーは、公正で科学的な態度で鑑定し、各種の証拠材料に対して独立的に総合分析と評価を行い、判断を行わなければならない。

鑑定の結論を出す際、多数決原則を順守しなければならないが、個人意見を留保すると声明したものは、留保できる。

第二十条 鑑定機構、鑑定メンバーは専利行政管理機関が委任した鑑定任務を引き受けてから鑑定結論が出されるまでに、委任した専利行政管理機関の同意を得ずに無断で当事者と会見してはならない。

第二十一条 鑑定機構、鑑定メンバー及び鑑定業務に協力するメンバーは、鑑定過程において関わる技術内容について機密保持の義務を負担する。

第二十二条 鑑定機構は鑑定任務を終えた後、稼働日5日以内に、鑑定を委任した専利行政管理機関に書面による鑑定報告書を提出しなければならない。鑑定報告書には鑑定メンバー全員が署名し、且つ鑑定機構の印章を捺印しなければならない。

鑑定報告書には以下の事項を記載しなければならない。

- (一) 委任機関の名称；
- (二) 鑑定を委任した技術内容；
- (三) 鑑定により認定した事実、理由及び根拠；
- (四) 鑑定の結論；
- (五) 鑑定メンバーの署名；
- (六) 鑑定機構の印章と鑑定報告書の発行日付

第二十三条 鑑定機構は鑑定任務を終了した後、全ての鑑定材料をファイル保存する。

第五章 再鑑定

第二十四条 以下の事情のいずれかがある場合、案件に関わる専利行政管理機関は再鑑定を行うよう決定する。

- (一) 鑑定メンバーが鑑定で虚偽を働き、当事者と共謀し、又はその他の違法行為により鑑定結論の正確性に影響を及ぼす恐れがある場合；
- (二) 新たな証拠が現れ元の鑑定結論をくつ返すに足る場合；

第二十五条 専利の虚偽表示行為に対して、専利証書を技術鑑定結論の代わりにしてはならない。

第二十六条 鑑定結論は当事者に公開しなければならず、且つ当事者の異議申し立てと弁解を許容する。

第二十七条 専利行政管理機関が専利案件を処理する際、当事者が技術鑑定の結論に誤りがあるとした場合、再鑑定することができる。許可するか否かについて、案件に関する専利行政管理機関が決定する。

第六章 鑑定結論の応用

第二十八条 専利行政管理機関は、鑑定報告書に対して完全な審査を行い、本規則第二十四条に定めた状況に明らかに該当する鑑定結論は、案件処理の根拠にしてはならない。

第二十九条 科学的、公正且つ合法的な鑑定結論は、専利行政管理機関の案件処理のための重要な参考根拠にしなければならない。

第三十条 鑑定報告書の結論の根拠が、本規則第九条、第十条に違反し、又は専利法第五十六条の規定に違反する場合、専利行政管理機関は案件処理の根拠にしてはならない。

鑑定報告書の結論の根拠にされた事実認定が専利法第二十二条の規定に違反する場合、専利行政管理機関は案件処理の根拠にしてはならない。

第三十一条 専利行政管理機関は専利案件を処理する際、鑑定報告書に対して反対尋問を行わなければならない。反対尋問を行っていない鑑定報告書は案件処理の根拠にしてはならない。

専利行政管理機関は専利案件に対する処理決定を行う場合、鑑定報告書の結論を直接に引用してはならない。

第七章 鑑定費用の負担

第三十二条 鑑定費用は鑑定を申請した当事者が先に納付する；専利行政管理機関が片方又は双方の当事者を指定して先に納付させることもできる。

第三十三条 鑑定費用は責任側が負担する；双方とも責任がある場合、当事者双方が合理的に分担する。

第八章 付則

第三十四条 本規則は江蘇省知識産権局が解釈に責任を持つ。

第三十五条 本規則は2003年7月1日から施行する。